

平成13年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院事務総長官房総務課総務企画官

たざわ ひさお
田沢 久雄

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、平成13年度の国の会計や国が資本金を出資している公団、事業団、独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えている都道府県、市町村等の会計などを検査し、その結果を平成13年度決算検査報告にとりまとめ、14年11月29日、これを内閣に送付した。この検査報告は、国の歳入歳出決算とともに、内閣から国会に提出される。

平成13年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は329件であり、このうち公共工事に関するものは32件である（表参照）。

本稿では、これら公共工事に関する事例を紹介することとしたい。なお以下、「不当事項」は法律、政令もしくは予算に違反しまたは不当と認められた事項、「処置済事項」は会計検査院の指摘に基づき当局において事態の原因となっている不適切

な積算基準を改正したりシステムを見直したりするなどの改善の処置を講じた事項、「特記事項」は事業が進ちょくしていない事態などについてその解消等のため広く問題を提起すべく特に掲記した事項、「特定検査状況」は指摘事項の記述ではないが国民の関心が高い事項であって検査の状況を報告する必要があると認めた特定の検査対象についての記述である。また、金額は断りのない限り指摘金額である。

1 設計に関するもの

設計関係の指摘事項には、設計が適切でなかったため構造物の所要の安全度が確保されていなかったり、工事の目的を達していなかったりしているもの（設計不適切）と、設計が必要以上に過大

平成13年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項等の状況

省庁・団体	設 計	積 算	施 工	補 償	契約・事業効果	計
農林水産省	8件	1件	2件	0件	0件	11件
国土交通省	2	4	1	5	1	13
その他省庁	1	0	0	0	1	2
公 団 等	1	4	0	0	1	6
合 計	12	9	3	5	3	32
（指摘金額）	（657百万円）	（264百万円）	（28百万円）	（606百万円）	（41百万円）	（1,598百万円）
〔背景金額〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔11,720億円〕	〔11,720億円〕

（注）指摘金額は、不適切な設計・施工が行われた部分に係る工事費、不経済な設計・積算により過大となった契約額や積算額、過大に支払われた補償費などである。背景金額は、事業の効果が発現していない事態に係る投資額等で、直ちにそのすべてが不適切または過大な支出額等とは言いきれないものである（「特定検査状況」にはこの種の金額はない）。なお、これらの金額については、国庫補助事業の事案も原則として事業費ベースで計上した。

で不経済となっているもの（設計過大）がある。

(1) 設計不適切

① 不当事項

設計不適切の不当事項の事態は、設計業者から提出された成果品の内容に誤りがあるのに事業主体がこれを見逃して誤った設計により発注したもので、現場が設計の想定と異なっているのに設計変更の処置を執っていなかったものなどである。

- ・パイプカルバートの管種および基礎形式を、誤った最大土被り厚に基づいて選定していた(372万円)
- ・重力式コンクリート擁壁の基礎地盤の一部が設計と異なり支持力度を期待できない表土であったのに、設計変更を行っていなかった(818万円)
- ・重力式コンクリート擁壁の基礎地盤として設計で想定していた地山が流出しこれを盛土したことにより、基礎地盤が地山に比べて安定性を期待できないものとなったのに、設計変更を行っていなかった(448万円)
- ・橋台の配筋図を作成する際、誤って、かかと版の上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしていた(7,676万円)
- ・砂防事業の床固本体は、砂防林植栽工と組み合わせ土砂を貯留するもので、県の指針において標準図が示されている流路工の一部として整備するものではないのに、その標準図を適用していた(695万円)
- ・家畜排せつ物のたい肥化処理施設の発酵槽の床をコンクリート等で築造しないで地面に埋戻し土砂を敷き均すだけとするなどの設計としていたため、汚水が地下に浸透する状態になっていたり、所要の安全度が確保されていない状態になっていたりしていた(4件・4,418万円)

② 処置済事項

- ・たい肥舎の建設や利用方法の指導等を行う体制が整備されていないため、74のたい肥舎において設計や施工が適切でなかったり、利用や管理が適切に行われていなかったりして、家畜

排せつ物からの汚水が外部に漏れ出したり、地下に浸透したりするなどしており、事業の目的が達成されていなかった(2億9,270万円)

(2) 設計過大

設計過大の事態は、設計者の配慮不足(不当事項)や事業主体の認識不足、関係行政機関における連絡調整・情報提供不十分等(処置済事項)によるものである。

① 不当事項

- ・光ファイバケーブル敷設工事において、多心タイプのケーブルを使用したり既設ケーブルの未使用の心線を利用したりする設計としていなかった(4,275万円)

② 処置済事項

- ・47事業主体の公園等の工事132工事において、遊歩道等の安全柵として、安定供給や耐久性の面で問題がなくかつ経済的な間伐材でなく、擬木柵を用いる設計としていた(1億2,960万円)



2 積算に関するもの

これは、工事費の積算を誤ったため割高な契約を締結している事態(不当事項)と、積算基準が不経済または不明確なものとなっていたり施工の実態を反映していなかったりしていたため過大な積算が傾向的に行われていた事態(処置済事項)である。

① 不当事項

- ・水路の基礎砕石工費を積算する際、1日当たりの金額(施工量155m²)を1m²当たりの単価と誤認していた(1,749万円)
- ・水路の側壁となるL型コンクリート部材の材料費を積算する際、左右両側1対(2個)のものとして徴した見積単価を1個の単価と誤認していた(872万円)
- ・港湾のコンクリートブロックの海上運搬・仮置工費等を積算する際、製作現場から仮置現場までの海上運搬距離を2倍にしたり、設計単価表等の適用を誤ったりしていた(397万円)

- ・道路法面の現場吹付法砕工費を積算する際、法面の垂直高が30mを超える部分についてだけ補正係数を乗じて算出した施工単価を適用すべきであるのに、誤って30m以下の部分も含めた全施工面積にその施工単価を適用していた(439万円)。

② 処置済事項

- ・航空機の騒音により生ずる障害が著しい区域内の住宅等に設置された空気調和機器を更新する工事に当たり、調査委託業者に必要のない建築平面図等を作成させたり、調査員の編成や労務単価を過大にしたりしていた(4,610万円)。
- ・高速道路のサービスエリア内等の造園工事52工事において、インターロッキングブロック舗装工の施工条件が刊行資料掲載の市場単価における条件と同じであるのに、条件が異なるとして、積算要領に基づき積み上げにより施工単価を算定することとしていたため、舗装工費の積算額が過大となっていた(5,670万円)。
- ・開削トンネル工事19工事において、水替ポンプの動力源として発動発電機からの電力よりも経済的な電力会社の供給電力が使用されているのに、この施工の実態を積算基準に反映させていなかったため、水替工費の積算額が過大となっていた(4,330万円)。
- ・開削トンネル工事11工事において、積算基準で防止シート等の材料単価を刊行資料掲載の公表価格(メーカー希望販売価格)から5%減じた額とすることと定めていたため、材料費の積算額が過大となっていた(3,880万円)。
- ・工事用道路等の路盤材等に使用する砕石の材料費の積算に当たり、新材砕石に比べて安価な再生砕石の供給体制が整っているのに、再生砕石による積算の具体的な取り扱いが定められていなかったため、材料費の積算額が過大となっていた(4,490万円)。

3

施工に関するもの

これは施工が設計と相違していて、工事の目的

を達していなかったり、構造物の所要の安全度が確保されていなかったりしている事態である。原因は業者側の過ちや手抜きと発注者側の監督・検査不十分であり、いずれも不当事項である。

不当事項

- ・ため池堤体内の旧底樋を撤去せずに存置していたため、旧底樋が漏水経路となって堤体が損壊するおそれがある状態となっていた(1,081万円)。
- ・練石積工の基礎地盤の締固めを十分行わなかったり、裏型枠を設けずに胴込めコンクリートを部分的に充てんしたりして、施工が著しく粗雑となっていた(390万円)。
- ・水管橋の通水管の伸縮可とう管部に防護カバーを取り付けないまま橋台のく体コンクリートを施工していたため、伸縮可とう管がコンクリートと一体化して温度変化による伸縮に対応できなくなっていて、通水管の所要の安全度が確保されていない状態となっていた(514万円)。

4

補償に関するもの

公共事業に付き物の補償に関しては、とかく不明朗さが指摘され、会計検査院でもこれまで多数の指摘事例があるが、今回の検査報告では、国会等でも問題になった夕張スーパーダム建設事業に伴う損失補償の事案を始め、5件掲記された。

① 不当事項

- ・工事事務所の職員が、知人と共謀しまたは単独で、知人等所有の建物等は存在しないのに存在することとした虚偽の関係書類を作成し、知人等の金融機関口座に振り込ませて補償費を領得していた(5,384万円)。

② 処置済事項

- ・道路事業において、道路を掘削するなどの際に支障となる公共施設等の管理者に対して支払う移設補償費の算定に当たり、実際に移設に要した費用を上回る設計金額を基としたり、既存の施設の財産価値の減耗分を控除しなかったりしていた(2億5,207万円)。

③ 特定検査状況・不当事項

・夕張スーパーダム建設事業に伴い行われた損失補償において、(a)建物の推定再建築費について補償対象に含めるべきでない床の開口部の面積を延床面積に含めたり、減価控除額について耐用年数を延長したりしていた。(b)送電線設備の推定再建築費および取壊工事費について通常適用されている補正率を乗じていなかった。(c)化学工場プラントのうち中古で取得された資産等に係る減価控除額の計算や共通仮設費の適用対象について、他の補償事例等との整合性が図られていなかった。(d)移転補償契約に反して、送電線設備のうち鉄塔の基礎部が撤去されていないのに、補償費を全額支払っていた。(e)移転補償額の算定に係る業務委託契約において、実施されていない業務について委託費を支払ったり、発注する要がなく、また、実際にも実施されていない業務について実態と異なる関係書類を作成して委託費を支払ったりしていた。したがって、今後は、他の事業主体の補償事例等も参考にしながら、建物等の損失補償については補償基準等の趣旨を十分考慮し、特に化学工場プラントのような複雑な大型機械設備の損失補償については、減価控除額や共通仮設費等の取り扱いを処理要領等において整備するとともに、その周知徹底を図ることが望まれる。

以上の特定検査状況で記述した事態のうち、(d)および(e)の事態は不当事項として取り上げられている(2件・6,842万円)。

5

契約・事業効果に関するもの

これは、工事の契約処置や外注業務の工事契約と役務契約への配分が適切でなかったものおよび所期の事業効果が発現していないものである。

① 不当事項

・児童クラブ建設工事の入札において、高率な最低制限価格を設定し、これを下回る価格で入札した業者を排除して割高な契約を締結していた

(189万円)。

② 処置済事項

・道路管理データベースシステムのデータ更新業務のうち道路施設の基礎データの収集作業およびデータシートの作成作業を、データ更新が必要となる道路施設の新設工事等の契約に含めて実施することとすれば、データ更新業務費を節減できたのに、20工事事務所では業務の実態把握が十分でなかったなどのため、工事契約と別の契約により実施していた(4,010万円)。

③ 特記事項

・都市基盤整備公団が施行している新住宅市街地開発事業地区5地区では、造成地の処分が全体の計画面積2,854haに対して59%の進捗(未処分地1,172ha)で、中でも事務所、事業所等の用に供する特定業務施設用地は、住宅用地および公益的施設用地の半分以下の29%にとどまっていて、所期の事業効果が発現しておらず、事業の採算性も厳しいものとなっている。したがって、処分の促進を図るための土地利用計画の変更、定期借地権等の活用、また、事業期間の短縮を図るための造成工事の内容の見直し、用地買収ができない区域の事業区域からの除外等の方策を講じるなどして、事業の早期完了を図ることが必要である。そのために、今後の地区の街づくりについて、関係地方公共団体等と十分に意見調整を行いその理解と協力を得て、事業の円滑な遂行に努めることが望まれる(背景金額：5地区の平成13年度末事業資産額1兆1,720億円)。

以上、平成13年度決算検査報告に掲記された公共工事関係の事例の詳細な内容については、検査報告または会計検査院のホームページ(<http://www.jbaudit.go.jp/>)をご覧ください。

最後に、関係者の皆様には、これらの事例を参考とされ、適正かつ効率的・効果的な事業執行に努めていただくよう期待する次第である。